

(次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法) 株式会社国際文献社 行動計画

1. 計画期間 令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画について)

全従業員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に関する目標 1)

育児休業・出生時育児休業・介護休業に関する相談窓口を整備する

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保、育児休業等に関するリーフレットを作成し、労働者・労働者の配偶者の妊娠について会社に申告があった場合、その労働者にリーフレットを配布する

(目標 1 の対策について)

・令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

育児休業・出生時育児休業・介護休業に関する相談窓口を整備、運用

・令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保、育児休業等に関するリーフレットを作成

・令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保、育児休業等に関するリーフレットを配布

(次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に関する目標 2)

男性の育児休業の取得率を毎年 1% 以上とする

(目標 2 の対策について)

・令和 4 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 年 3 月 31 日

男性も育児休業を取得できることを周知するため、労働者の配偶者の妊娠について会社に申告があった場合、男性労働者に育児休業等に関するリーフレットを配布

(女性活躍推進法に基づく女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供の行動計画(分類①))

セクシャルハラスメントがない働きやすい職場環境の整備を行う

(女性活躍推進法に基づく女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供の行動計画に関する目標3)

セクシュアルハラスメント等に関する各種相談窓口への相談件数を10年で20件以内とする。

(目標3の対策について)

・令和4年4月1日～令和9年3月31日

セクシュアルハラスメント等に関する相談窓口の設置

・令和4年4月1日～令和9年3月31日

セクシュアルハラスメント等に懲戒・服務規程等の就業規則の変更

・令和4年4月1日～令和9年3月31日

セクシュアルハラスメント等に関する社内調査の実施

(女性活躍推進法に基づく職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の行動計画(分類②))

職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備のために有給休暇の取得促進を行う

(女性活躍推進法に基づく職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備の行動計画に関する目標4)

年次有給休暇の取得率を毎年30%以上とする

(目標4の対策について)

・令和4年4月1日～令和9年3月31日

計画年休を毎年導入する

・令和4年4月1日～令和9年3月31日

管理職に対して、それぞれの部内での年次有給休暇取得率の目標を達成させるために、会議等で随時指導を行う

以上